

「九条Ⅱ安保体制」の終焉

— 戦後日本外交と政党政治

酒井 哲哉

はじめに

昨夏の湾岸危機発生以後の日本政府の対応、ことに国連平和協力法案の審議過程は、いろいろな意味で興味深いものであった。個々の事件に対する政府および野党の対応もさることながら、歴史家の私にとってとりわけ印象的であったのは、従来暗黙裡に諒解が成立していた日本外交の準拠枠組みがすでに決定的な変質を遂げていることを自覚せざるをえなかった点である。これまでの過程で練りひろげられたさまざまな論争は、いわば半ば崩壊した岩盤の裂け目から噴き上げる蒸気のようなものである。この地殻変動の行方を見通すためにも、われわれはひとまず、地殻変動の原因を長期的視点から考察する必要があるだろう。

小論は、こうした変化をもたらした要因を、戦後日本外交の準拠枠組みの変容のなかに求めようとするものである。すなわち以下の論述では、戦後日本の外交政策を規定し続けた基本的な枠組みである憲法規範と日米安全保障条約の相互関係を中心に、戦後日本外交の展開が概観される。こうした分析視角はいうまでもなくきわめて古典的なものである。だが、自明なことがらの再整理こそが、今日の問題を解決するための第一歩であると私には思われる。

一 九条路線と安保路線の対峙

戦後日本の外交政策をもっとも深いところで基礎づけたものが、憲法九条の戦争放棄の規定であったことはいうまでもない。すなわちこれによって日本は、正義と秩序に基づく

国際平和を希求し、国際紛争を解決する手段として戦争や武力の行使を明瞭に否定するとともに、これらの目的を達するために戦力の不保持を宣言した。九条の発案がどこまで幣原喜重郎の創意によるものかを確定するのは困難ではあるが、いずれにせよ、それが戦前の軍事的発展の破綻を前提とし、そのうえでそれを全面的に否定するものであったことは、贅言を要しないであろう。その意味で、戦争放棄の規定の採用は、戦前の日本外交における最良の要素を体現したがゆえに軍国主義の犠牲となった幣原に、ふさわしい行為であった。憲法九条はこれ以降、少なくとも日本外交の根本方針を規定する綱領的文書として十分に機能したのである。そのことの意味は、けつして軽視されてはならないであろう。

ところで、幣原内閣によって発表された憲法草案が最後の帝国議会での審議に付された際に、憲法九条について疑義を表明した人物が二人いた。一人は衆議院議員である共産党の野坂参三であり、もう一人は戦後学識経験者として勅選された貴族院議員南原繁である。野坂の発言は比較的よく知られているので、ここでは南原の議論を少し詳しく検討してみたい。⁽²⁾

貴族院における南原の九条についての質問の要旨は、次の三点であった。南原はまず、戦争放棄の規定は恒久平和の理

想を採択したものであり、世界人類史上特筆すべきこととしてこれに賛同する。しかしながら、理想は高ければ高いほど、現実の状況を深く考慮するところがなければならぬ。「戦争はあつてはならない」とはまことに政治道徳の普遍的原理であるが、人類種の存する限り、「戦争はある」というのが遺憾ながら歴史の現実である。ゆえにこの現実を直視し、少なくとも国家としての自衛権と、それに必要な最小限度の兵力を備うるところがなければならぬはずである。

次に問題なのは、自衛権と国際連合に代表される集団的安全保障との関連である。国連憲章は各国家の自衛権を承認するとともに、国際連合における兵力の組織は各加盟国がそれぞれの兵力を提供する義務を負わせている。日本が国連加盟に際して、これらの権利と同時に義務をも放棄するならば、それは東洋的諦念主義に陥るものであり、人類の自由と正義を擁護するために、互いに血と汗の犠牲を払って世界平和の確立に協力貢献するという積極的理想は、かえって放棄されるのではないか。

最後に、国際連合の究極的理想、すなわちおのおのの民族共同体を超えた世界人類共同体の理念を実現するためには、たんに所与の国際平和と安全を保持するということとどまらず、世界に普遍的な正義が実現されねばならない。今回の衆議院

における修正で「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という一句が加えられたことは、この意味できわめて意義ある修正である。政府は戦争放棄を宣言するだけでなく、たんなる功利主義的現状維持にとどまらぬ政治上、経済上、より正しい秩序の建設にむかつて、きたるべき講和会議に対する準備をすすめるべきである。

憲法九条に対して公的に表明された最初の批判が、通常予期されるような改憲保守勢力の側からではなく、カントの恒久平和論を基礎に据えた誠実な政治哲学者の思索から生まれたことは、まことに興味深い事実である。南原の指摘した論点のうち、戦争放棄の規定と自衛権の保持との齟齬が、やがて開始される事実上の再軍備過程で、もつとも重要な憲法解釈上の論点を形成していったことは、周知のとおりである。

また、憲法の予定する国連中心の集団的安全保障体制を前提としたとき、そこにおける日本の役割規定を憲法の枠組みにどのように位置づけるかという問題は、国際連合の平和維持機能が高まれば高まるほど切迫した課題にならざるをえないことも、また明らかであろう。総じて南原の問題提起は、およそ憲法九条を考察するうえで、避けて通ることのできない問題を鋭く突いたものといわねばならないであろう。

しかるに南原は、憲法公布以後は、九条擁護の姿勢をしだ

いに強めていくことになる。その大きな契機をなしたのが、講和問題の台頭であった。冷戦の開始を既成事実として認め、東側諸国を排除した片面講和をやむなしとした吉田茂内閣に對して、南原はあくまでも全面講和を主張して譲らなかつたのである。南原は自衛権の保持については、その後も持論をくずさず、一〇万人程度の警察予備隊の設置は必要との立場をとっていたから、吉田との関係は、通常考えられているよりはるかに微妙なものがあつたと思われる。しかしながら、南原にとつて、講和の問題はさきに述べたように、まさに国際正義にかかわる原則的問題であつた。片面講和による冷戦への一方的編入は、いかなる意味でも、憲法の想定する、否、南原自身が抱懐する「一つの世界」の理想に遠いものであつた。南原は講和以降も、熱核兵器の登場に伴う戦争の意味の変化を説くことで、非武装原則と積極的中立を主張し、憲法九条の意義を強調し続けたのである。⁽⁴⁾それは世界大に拡大した冷戦に対する、南原の抗議表明でもあつた。

「最初の憲法改正論者」から「全面講和論の旗手」への南原の移行は、これ以降の外交政策に関する準拠枠組みの分極化を、象徴するものであつた。すなわち、全面講和論に結集した護憲派は、南原の議論から自衛権に対する明確な判断をいわば棚上げすることで、憲法規範と中立的外交政策の整合性

を強調した。他方、片面講和論に結集した改憲派は、南原の普遍的正義への希求にはなんらの関心をもたず、ただ自衛権に関する南原の批判を文脈をぬきに継承する結果となった。

そして、講和条約ともに日米安全保障条約が締結されたことによつて、両者の対立は、いわば九条路線と安保路線の対峙という形をとつて、講和以後の政治過程を規定したのである。

しかしながら、この両路線の対峙構図の間には、少なくとも潜在的には中間的な領域が存在していたことにも注意する必要がある。両路線をわかつ分岐点は、つまるところ、深刻化しつつある冷戦に対していかなる距離をとるかという問題に帰着するものであった。革新勢力の安保批判が、安保条約の存在により、かえつて日本が米ソ対立のなかに巻き込まれることの危惧に根ざしていたことは、周知の事実である。

また、この過程でなされた冷戦批判が、その視野の広さと深さにおいて、瞠目すべき成果を上げたことも明らかである。⁽⁵⁾

だが安保条約を締結した吉田にとつて、果たして憲法九条はやむをえざる外的な制約要素にすぎないものであったのだろうか。吉田が再軍備それ自体に否定的であったということ、近年の研究が明らかにしているようにむずかしい。⁽⁶⁾ しかしながら、再軍備を憲法改正によつて行なうか、憲法の枠組みのうちで行なうかという問題は、やはり無視できない違い

がある。それは再軍備の規模をある程度まで左右するとともに、憲法九条を楯として巧妙に操ることによつて、米国の冷戦戦略に一定の距離をおいて接することを可能にしたからである。吉田路線とはその意味で、「擬装された自主外交」であった。革新勢力の護憲運動は、こうした楯としての憲法九条の硬度を高めたという点で、おそらくは吉田自身が考えていたよりもはるかに強力な吉田路線の援軍たりえたのである。

(1) 憲法九条の成立過程における幣原の役割については、田中英夫『憲法制定過程覚え書』、有斐閣、一九七九年、九〇—一〇〇ページ。

(2) 貴族院における南原の質問演説については、『南原繁著作集・第九巻』、岩波書店、一九七三年、二八一—三二一ページ。

(3) 同右、一三〇—一三六ページ。

(4) たとえば、同右、二一一—二二〇ページ。

(5) そのもつとも優れたものとして、平和问题談話会研究報告「二たび平和について」『世界』一九五〇年一月号。

(6) 吉田内閣による再軍備については、大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム』、中公新書、一九七八年、第二章。

二 九条路線と安保路線の融合

一九六〇年の安保改定をめぐる激しい攻防は、九条路線と安保路線との対立が、頂点まで達したものであった。安保改定を国会で強行採決した岸信介内閣は、安保反対運動の空前の盛り上がり前にして、いわば安保改定と引換えに退陣を

余儀なくされた。岸内閣打倒の根拠が、戦後民主主義の立脚点である憲法の擁護に求められたことは、これ以降保守勢力が改憲を企てることを、著しく困難にした。

岸の退陣後に登場した池田勇人首相は、高度経済成長路線を打ち出すことによって、巧みに憲法争点を回避した。すなわち池田は、国民的合意の得やすい経済成長路線によって国民の支持調達をはかるとともに、こうした経済成長が、米国の世界支配の傘のなかに日本が位置しているまさにその事実によって可能になっていると指摘することで、安保条約の経済的効用を強調した。日本は米国に安全保障を委ねることによって、軍事費負担を最小限度に切り詰めて、経済成長に邁進できる。もし現行憲法下で自衛隊の存在が認知されるならば、また経済成長に適合的な軽武装を可能としているものが交戦権を否定した憲法規範の存在であるとするならば、あえて憲法改正の挙に出る必要はない。こうした保守勢力の路線転換が、戦後政治史の面期をなすものであったことは、明らかであろう。そしてこの路線は、改憲派のホープと目されていた岸の実弟である佐藤栄作が、首相就任早々に在任中における改憲の可能性をきつぱりと否定したことによって、保守政治の主流として完全に定着したのである。

しかしながら、急速な経済成長が軍事部門の拡大を抑制す

るということは、必ずしも常にいえることではない。むしろ一般的には逆の場合のほうが多いかもしれない。また経済成長路線への傾斜は一つの政策的選択であるが、それは完全に外交政策に代位するものではない。だとすれば、こうした保守本流路線の背景にある外交政策そのものについての、より立ち入った検討が、次の課題にならなければいけないだろう。

この点について、まず第一に注意を喚起しておきたいことは、保守本流路線の理論的支柱を与えたものとみなされる一連の現実主義者の著作活動が、一九六〇年代半ば、すなわち米国の介入によってベトナム戦争が泥沼化していく過程で開始されていることである。したがって彼らは、論者によって力点のおき方に微妙な差異があるものの、パックス・アメリカナの下での経済成長の一方的享受について、必ずしも手放しの楽観的態度をとっているわけではない。むしろ彼らの主張は、この時期の米国の世界政治における地位の変化に照応して、通常考えられているよりも、はるかに複雑な日米関係論を展開していることに注意する必要がある。

このことは、たとえば、この時期の現実主義者の代表的論文である永井陽之助の「日本外交における拘束と選択」を再読してみれば、明らかである。一九六六年に発表されたこの

論文で、永井がまず指摘するのは、米ソの雪解けに伴う冷戦構造の変容と多極化時代の到来である。こうした米ソの接近は、確かに冷戦構造の弛緩と緊張緩和をもたらさうである。だがそれは、ことがらの半面にすぎない。冷戦構造の弛緩は米国の世界政治へのコミットメントの縮小を必然的にもたらすが、それは次の三点で事態を複雑化させるものである。

第一に米国の撤退は、それによつて生じた力の真空を埋めようという誘因を他の強国に、少なくとも短期的には与えやすい。現状維持国に移行したソ連に代わりアジアの緊張を増大させるものとして永井が重視するのは、毛沢東指導下の中国である。したがつて、ベトナム戦争の拡大をダレス流の反共イデオロギーから解釈するのは明瞭な誤りであつて、正しくは毛沢東の世界戦略とその矛盾から説明されねばならない。今後の外交課題の一つは、中国が他の諸国と平和的に共存しうるような政治・経済的傾向を助長することである。

第二に、国際政治の多極化は、従来米ソの戦略的支配下にあつた国々の自立化をもたらすが、それは時として核武装を伴う自主防衛論の台頭をもたらさう。ド・ゴール政権下のフランスで試みられたこうした方策が、日本においても台頭してくることは十分にありえることである。だが、日本はけ

つてこうしたゴードリズムの誘惑に屈してはならない。ゴードリズムの基礎をなすガロア理論は、核抑止戦略と実戦の戦略とを意図的にすりかえた虚妄の議論にすぎない。

最後に冷戦構造の弛緩は、日米関係の将来に微妙な影響を及ぼさずにはおれない。冷戦への一方的編入は、確かに日本外交の進路を拘束するものであつたが、他面日本は、その戦略的拠点としての重要性を巧みに米国に訴えることで、経済援助を含むさまざまな譲歩を引き出してきた。だがこうした「弱者の恐喝」は、日本の高度経済成長が途につけばつくほど、また米ソの緊張緩和が進めば進むほど、逆説的にもその有効性を減じざるをえない。今後、責任分担を求める米国の

対日圧力は強まるであろうが、日本はそれに対して一定の配慮をするとともに、日本本土および沖縄の固定した核基地には断固たる反対の態度を貫くべきである。

永井がここで見据えているのは、ベトナム戦争以後の世界秩序である。米国のアジアからの撤退は、米国の対日圧力の増大をもたらすとともに、左右両翼からの自主外交の要求を昂進させる。日米関係はおのずから複雑なものにならざるをえないが、そうであるがゆえに日米協調の維持には最大限の努力が払われねばならない。そして、こうした日米協調を基礎に、多極化とともに増大するバーゲニング・パワーを生かしつつ、東アジアにおける米中ソの緊張緩和を実現しなければならぬ。多極化時代の到来は、日本外交にこうした選択を提示するものであるが、それを可能にするか否かは外交指導者の外交的構想力いかにかかっている。これが永井の結論であった。

こうした現実主義者たちと同様の認識を、佐藤栄作もおそらくある程度までは共有していたものと思われる。佐藤の最大の外交課題が沖縄返還にあったことはいまでもないが、この問題をめぐる佐藤の対米交渉を検討してみると、佐藤がいくつつかの点で、原則的な態度を貫いていることに気づく。すなわち佐藤は、対米関係への配慮からアメリカ軍の沖縄基

地の自由使用に許容的であった外務省の反対を押し切って、「核抜き本土並み」の返還を実現した。⁽³⁾ またこの過程で佐藤が、非核三原則を採択し、これがその後の政府の公式見解となったことはよく知られているとおりである。さらに佐藤は、非核三原則をはじめ公表した一九六七年四月の第五五国会において、従来通産省の内部方針であった武器輸出三原則をも、政府方針として新たに確認する態度を示したのである。

これについては、たとえば、佐藤が当初は非核三原則を国会決議として採択するのを拒み、非核三原則と沖縄返還交渉との連動を回避したことや、非核三原則のうち核の持込みについてはどこまでそれが厳守されているか不明な点がある、といった批判がなされるかもしれない。だが、ここで佐藤が非核三原則や武器輸出三原則のような憲法規範を強化するような諸原則を発表したことは、やはりそれなりの意味があったと思われる。そのこの意味は三重である。まず佐藤はこれによって、多極化とともに予測される国内におけるゴリゾムの台頭を封印した。さきにみた永井の論文が、革新勢力の理想主義に対してよりもむしろ保守勢力内部の自主防衛論にその矛先が向けられていた点を想起すべきである。次に非核三原則は、革新勢力にとつて当然憲法規範にのっとるものとして歓迎すべきものであった。したがって、この点につい

ては革新勢力の支持を容易に調達できた。

最後にもっとも重要なことであるが、佐藤は沖縄返還後の米国の圧力の増加を予想して、ここで防波堤をたてようとした。一九六九年のニクソン＝佐藤共同声明が、日本の韓国および台湾の安全に対する関心を確認した、いわゆる日台韓条項を採択したことは周知の事実である。米国の冷戦戦略の重要拠点である沖縄の返還は、日本を必然的に防衛負担の増強を要求する米国の外圧にさらさせる。そのためには、米国の要求にどこかで有効な歯止めを作っておかなければならない。憲法九条およびそこから導き出せる政治的諸原則は、その際、もっとも強靱な楯になりうる。すなわち、ここで佐藤は日米関係の構造的転換に直面して、あらためて憲法規範の有効性を発見したのである。

一九七〇年代の日本外交が、どの程度構想力に富んだものであったかは、いささか疑問である。現実主義者たちは、米中ソの三極構造のなかでバーク・パワを獲得した日本がなんらその利点を生かすことなく、最終的には、日中平和条約への反覇権条項の挿入にみられるように、中国外交の戦略に搦め捕られてしまったことを、慨嘆するであろう。また理想主義者たちは、日本が東アジアにおけるデータントの到来の意義を積極的に受けとめることができず、ことに朝鮮半

島の緊張緩和にはなんらの貢献もできなかった、と批判するだろう。⁽⁴⁾しかしながら、データントの到来は、少なくとも消極的には両者を満足しうるものであった。この過程で、革新勢力の長年の希望事項であった日中国交回復が実現したことは彼らに大きな満足感を与えるものであった。また保守勢力にとつて、東アジアにおける緊張緩和は、ニクソン＝佐藤共同声明の日台韓条項の危険性を相殺するものとして革新勢力の批判をかわず根拠になった⁽⁵⁾と同時に、緊張緩和を理由にして、防衛費の増加を抑制することを可能にしたのである。七六年一〇月、三木武夫内閣で決定された「防衛計画の大綱」と防衛費国民総生産（GNP）一％枠の設定は、まさに緊張緩和の所産であった。

こうした事態は、保守勢力と革新勢力の間に、暗黙の諒解事項を成立させることとなった。データントの到来は、反共軍事同盟として安保条約のもっていた軍事的・具象的性格を中和させ、東アジアにおける平和と安全を担保する政治的・抽象的性格をもつものと安保条約の評価を変化させた。すなわち、日米協調の象徴として安保条約は、いわば不可視的機能を果たすものとして、保守勢力のみならず革新勢力にも静かにしかし深く受容されていったのである。⁽⁶⁾保守勢力が一九七〇年安保をほぼ無傷で乗りきったとき、すでにこの方向は

暗示されていたといつてよいであろう。デタントによって軍事色を薄められた安保条約は、専守防衛への専念と軍事費の上限設定を担保するものとして、革新勢力にとって、軍事化の歯止めになりえるものであった。他方保守勢力は、しだいに高まる米国からの圧力を前にして、憲法九条の価値を再評価した。米国の外圧に抗して軽軍備と経済成長路線を貫くためにも、日米協調路線への支持を国内的に調達するためにも、保守勢力は憲法九条を必要とせざるをえない。こうして成立した九条路線と安保路線の融合を、「九条Ⅱ安保体制」とよぶならば、まさに「九条Ⅱ安保体制」こそが、六〇年代半ば以降の日本外交の準拠枠組みだったのである。それは、戦後日本外交においてもつとも支持基盤の厚い外交路線であった。

- (1) 池田路線の基本的性格については、樋渡由美『戦後政治と日米関係』、東京大学出版会、一九九〇年。
- (2) 『中央公論』一九六六年三月号。
- (3) こうした外務省と佐藤との確執については、たとえば、千田恒『佐藤内閣回想』、中公新書、一九八七年、第二章。
- (4) 前者の批判としては、たとえば、木村汎『北方領土』、時事通信社、一九八九年、六〇―七四ページ。後者の代表的なものとしては、坂本義和「いま「安保」とは何か」『世界』一九七七年四月号。
- (5) たとえば、佐藤誠三郎「日米関係・その三〇年代と七〇年代」『中央公論』一九七二年一月号。
- (6) 神谷不二『戦後史の中の日米関係』、新潮社、一九八九年、

一五四―一五五ページ。

(7) なお、この造語については、中村研一北海道大学法学部教授のご教示を得ました。同教授に感謝いたします。

三 「九条Ⅱ安保体制」の変容

一九七〇年代半ばから八〇年代前半にかけてジャーナリズムの論調を検討して、いささか奇異な印象を受けるのは、その多くが日本政治の現状を「右傾化」として論じている点である。確かにこの時期は、革新勢力の退潮が中央、地方を問わず顕著になった時期であった。また論壇において、清水幾太郎や江藤淳などのきわめて攻撃的な戦後政治批判が本格的に展開されるのも、この時期からである。それゆえ多くの新聞・雑誌が、元号法制化や有事立法の制定に消極的な態度を取り続けてきた大平正芳が七八年末首相に就任すると、これを歓迎する論評を掲げたのは、必ずしも不思議なことではない。だが、こうした「遅れて来た逆コース論」は、大平内閣の下で進行しつつあった事態の意味づけを当面隠蔽する役割を果たすものにすぎなかった。そもそも大平の防衛政策には、二面性があった。大平の提唱した総合安全保障論は、デタント期に決定された「防衛政策の大綱」を継承するものであり、「大綱」にみられた軍事費の抑制と専守防衛の徹底という視点を、軍備に偏重しない安全保障方式を打ち出すことにより

補完するものであった。しかしながら大平には同時に、「西側の一員」として積極的に米国との防衛協力をすすめていく姿勢が顕著であった。大平は首相就任直前に決定された「日米防衛のための指針」に基づいて、一九七九年一〇月には海上自衛隊のリムパック（環太平洋合同演習）参加を決断し、極東有事の際の日米軍事協力に途を開いたのである。その意味で大平は、従来の保守本流路線を継承するとともに、これを大きく変質させたのであった。「右傾化」の意味は、正しくはこうした保守本流路線の変質に求められるべきである。⁽²⁾大平の政策構想に関与した知識人の多くが、中曽根康弘首相のブレーンに横滑りしていることは、そのことを象徴的に物語るものといえよう。

かくして「九条=安保体制」は、確実に変質を遂げ始めた。たとえば、一九七七年に総合安全保障論をはじめ体系的に展開した野村総合研究所の報告が発表された際には、日米協調の重要性を前提としつつも、責任分担を求める米国からの要求に対しては、自衛の概念を拡張することを厳格に拒否するとともに、アジア・太平洋地域の安全保障と日米両国の共通の利益のために、「防衛努力以外の別の通貨で対価を払う用意のあること」を明示すべきことが主張されていた。この時点では、まだ「九条=安保体制」は不動だったのである。しかるに、この三年後に発表された大平ブレーンによる政策研究会の報告書においては、この視点は後退し、良好な対米関係の維持という文脈で、GNP一%枠を超えた防衛費の増

額が説かれるに至った。⁽³⁾そして、まさにこの「良好な対米関係の維持」のために、中曽根内閣は、対米武器供与を決定し、戦略防衛構想(SDI)研究に参加し、そしてGNP1%枠を撤廃したのである。こうした一連の政策が、憲法九条の規範的拘束性を空洞化させていくものであることは、明らかである。⁽⁴⁾

しかしながら、「九条＝安保体制」の拘束力を決定的に奪ったのは、皮肉なことに、安保体制の前提をなしていた冷戦の終焉であった。一九六〇年に改定された日米安全保障条約は、その第五条において、「日本国の施政の下にある領域」における武力攻撃に対して「自国の憲法上の規定および手続きに従って日米共通の危機に対処する」ことを規定し、またその第六条において、アメリカ軍の駐留目的として、「日本国の安全」および「極東における国際の平和および安全の維持」に寄与することを掲げている。安保条約の前文は、両国の個別のおよび集団的自衛権を確認しており、その限りにおいて日本の集団的自衛権の行使は安保条約によって当然には否認されるものではないが、日本政府は安保条約と憲法九条とを整合的に解釈するため、憲法は個別的自衛権の行使は認めても、集団的自衛権の行使はこれを認めない、との見解をとってきた。

これによって自衛隊の存在はそれが個別的自衛権の行使の範囲、すなわち日本本土の専守防衛にあたる限りは合憲とされ、またそうであるがゆえに、個別的自衛権のための戦力保持をも違憲とする立場からは、安保条約の存在は憲法規範を空洞化するものとして警戒されてきたのである。しかしながら、政府が上述の安保と九条に関する見解を貫き、自衛隊の役割を厳格に専守防衛に限定する立場を堅持するならば、安保条約の存在は、憲法九条の文言それ自体からは明らかにしにくい自衛隊の役割規定を明確にし、これに一定の抑制を課すものになりえる。多くの世論調査が示すように、一九六〇年代半ば以降、ごくわずかの例外を除けば、国民の圧倒的多数が、憲法九条と安保条約と自衛隊の存在とを同時に支持してきたことの理由は、まさにこの点にあった。九条と安保はセットになることによって、国民の圧倒的支持を調整してきたのである。

もちろん、日米安保条約は定義のうえからいって、まぎれもない軍事同盟である。それはア・プリオリに恒久平和を約束するものではない。ことに大平内閣以後、作戦面における日米軍事協力の緊密化がすすむと、自衛隊の役割を専守防衛の範囲に限定することは、しだいに困難になっていく。だが安保条約は冷戦構造の存在を予定したものであり、その中核は

いうまでもなく対ソ抑止にある。デタントの崩壊後に米国が日本に期待したのは、極東における防衛的通常兵力を強化し、またこの地域におけるアメリカ軍の後方支援を充実させることとによって、対ソ抑止のための軍事バランスを有利にすることであった。前者はともかく後者は集団的自衛権の行使に実質的には一步を踏み出すものであったが、政府は個別的自衛権の範囲を拡張し、日本本土周辺の海域における軍事協力を専守防衛の範疇に含めることで憲法規範との調整をはかってきたのである。朝鮮戦争のような例を除けば、東北アジアにおける秩序が相対的には他地域に比べて安定しており、少なくとも日本本土の安全に直接的にかかわる軍事的紛争が発生しなかったこと、対ソ抑止を前提とした場合、核超大国アメリカの役割が決定的であり、日本の役割がこの地域における通常兵力バランスの維持以上に出ることはないこと、こうしたものも理由で、憲法規範と安保条約との整合性は担保されていたのである。いささか逆説的な表現であるが、安保が対ソ抑止効果を上げれば上げるほど、この整合性は保たれる構造になっていたといつてよい。

しかるに冷戦の終焉は、対ソ抑止の必要性を大幅に減じ、いまや安保条約はその使命を終えつつある。安保体制の終焉は、一面では中ソを含む東アジアにおける新秩序の可能性を

示唆するものであるが、それは他面において、安保条約によって封じ込められてきた自衛隊の限定的な役割をも解き放つものである。しかも冷戦の終結は、これまで米ソのヘゲモニーの下で抑制されていた地域的紛争要因を顕在化させ、第三世界における地域紛争を多発化させる。東西対立の緩和は、国際連合の意志決定の一体性を高めるであろうから、国連決議を受けた多国籍軍がこうした地域紛争に派遣されることは、必然的に増大する。ソ連の国内的混乱を前提にしたとき、多国籍軍の主導権は当然米国の手に委ねられる。多国籍軍への自衛隊の派遣は、国連決議の大義の下で、じつは冷戦の終結とともにその使命をまっとうした安保条約に代えて、新たな日米軍事同盟を締結するものにほかならない。⁶⁾

湾岸危機発生以後、日本国内で澎湃として巻き起こった自衛隊の海外派兵論は、こうした文脈で生じたものであった。それは、まぎれもなく憲法九条に対する挑戦である。だが、より正確には、それは「九条＝安保体制」の崩壊の一つの表現形態である。そうであるがゆえにそれは、冷戦後の世界秩序を視野にいれた、それなりに体系性をもった議論として展開されている。この議論を、単純に「逆コース」として片付けるわけにはいかない。そもそも高度成長後に生を享けた「戦後」を知らない世代の人間にとって、「戦前」への「逆コ

「ス」とはおよそリアリティをもたない空論にすぎない。国民の合意は、依然集団的自衛権の拒否にあると思われるが、そのことの理論付けは、従来の「九条Ⅱ安保体制」下のそれとは異なつた準拠枠組みを必要とするのではあるまいか。

おそらく今後、九条路線は、冷戦後の「二つの世界」の到来を前にして、再定義を迫られるであろう。翻つて考えてみれば、憲法九条は「一つの世界」でその真価が試されたことは、ほとんどないのである。憲法九条の歴史の大半は、「二つの世界」、すなわち冷戦の歴史と重複していた。九条路線のことも輝かしい功績は、冷戦批判においてなされたものである。冒頭で述べたような南原繁の九条路線への移行が、こうした文脈でなされたことをいま一度想起して欲しい。そしてその南原が、第二次大戦直後、わずかに垣間みた「一つの世界」の下で、国連憲章と日本国憲法との関連性を真剣に問うていることに、われわれは注意するべきである。なお念のために断つておけば、南原がここで問うているのは、憲法九条と「国連軍」との関係なのであり、「多国籍軍」との関係ではない。その両者を意図的に混同するような議論は、およそ南原のよしとするところではないであろう。しかしながら、今後九条路線にとつて、少なくとも、自衛権の定義と自衛隊の位置付け、および国際連合の平和維持活動への貢献方法に

ついでに突き詰めた検討が必要になることは、確かなことのように思われる。

安保路線を堅持してきた日米協調論者にとつても、この時代は試練のときである。彼らにとつての最大のディレンマは、日米関係それ自体の外交的創造性が、近年とみに失われてきた点にある。日米関係はかつてないまでの相互依存関係に達しながら、その内実は驚くほどに貧困である。米国からの対日要求は増大する一方であるが、その内容は「貿易」と「軍事」にかかわることが大半で、肝腎の「外交」について見取り図を与えるものは、あまりにも少ない。極言すれば私には、デタント以後のアメリカ外交は、東アジア外交に対する情熱を急速に失い、日本に対して「責任」の分担を迫る以上に積極的に、この地域の新秩序を構想していく力量と意欲がみられなくなつていくような気がしてならないのである。多くの優れた日米協調論者が、近年しだいに、批判精神をもつた外交的リアリズムを喪失し、またその視野を狭隘化させているようにみえるのは、そのことと密接に関連しているのではあるまいか。

日本外交の地殻変動を押しすすめる最大の潜在的要因は、「パックス・アメリカーナ」の終焉期に政治的社会的変化を受けた世代が、やがて台頭してくることである。「アメリカの影」

(加藤典洋⁽⁷⁾)をもちや実感できない若者にとって、「九条=安保体制」に込められた深慮を読みとることは困難なことであろう。しかしながら、「九条=安保体制」の崩壊後に来るものが、「ブッシュ・フォン体制」という新たな対米従属路線であったとすれば、彼らはこれをどのような眼でみるであろうか。彼らは未だ、自前の政治的言語を獲得していない。彼らが今後どのような意見表明を行なうのか、あるいは誰がどのようにして彼らを説得できるのか。そのことにこそ、日本外交の帰趨を最終的に占う鍵があるように思われる。

- (1) 清水幾太郎『日本よ国家たれ』、文芸春秋社、一九八〇年、江藤淳『一九四六年憲法―その拘束』、講談社、一九八〇年。
 (2) この点を明確に指摘した優れた同時代史的分析として、大

嶽秀夫『日本の防衛と国内政治』、三二書房、一九八三年、を参照。
 (3) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』、日本評論社、一九八七年、六一―六三ページ。
 (4) なお、保守本流路線からの中曽根外交批判として、永井陽之助「吉田ドクトリンは永遠なり」『文芸春秋』一九八四年五月特別号。

(5) そうした試みの一つとして、浅井基文『日本外交―反省と転換』、岩波新書、一九八九年。

(6) 冷戦の終結が同時に戦後憲法体制の転換を促すという判断は、たとえば、佐藤誠三郎「いまこそ安全保障戦略を転換せよ」『中央公論』一九九〇年一〇月号、において、明確に表明されている。

(7) 加藤典洋『アメリカの影』、河出書房新社、一九八五年。
 [付記] なお、本研究には、平成二年度北海道大学教育研究学内特別経費の助成をえた。

(さかい・てつや 北海道大学助教授)